

岐阜市行政第227号
平成19年1月31日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 榊原秀訓

公文書公開請求に対する一部非公開処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成18年4月7日付け岐阜市環指第1号で諮問のあった岐阜市長が行った一部非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政管理部行政室法規グループ

答 申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）がフェロシルトに係る弁明書及びフェロシルト撤去計画書（以下「本件公文書」という。）において、石原産業株式会社四日市工場元副工場長（以下「元副工場長」という。）の氏名、開発行為計画書中の開発場所の住所及びフェロシルト撤去計画に携わる業者の情報（社員名を除く。）を非公開とした処分（以下「本件処分」という。）は、取り消すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

平成18年1月26日付け岐阜市環指第212号で実施機関が行った一部非公開処分は、取り消すべきである。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、次のとおりである。

(1) 異議申立人は、次に掲げる理由により元副工場長の氏名は公開されるべきであると主張する。

ア 元副工場長は、当時常務執行役員の職にあり、常務執行役員の氏名等は法人の登記事項証明書により何人たりとも知り得る。

したがって、元副工場長の氏名は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、岐阜市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第2号ただし書アの規定に該当する情報である。

イ 元副工場長の氏名は、新聞報道、テレビ報道及び石原産業のホームページで公表されている。また、岐阜県フェロシルト問題検討委員会で傍聴者に配布された資料にも元副工場長の氏名が記載されている。

以上の事実からすれば、元副工場長の氏名は、周知の事実であり、条例第6条第1項第2号ただし書アに該当する情報である。

ウ 市長は、市民の生活・環境を保全する必要があることから石原産業に対してフェロシルト撤去命令を出しているのであるから、フェロシルトに係る情報は、人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため、公開することが必要であると認められる情報であり、条例第6条第1項第2号ただし書イに該当する情報である。

(2) 異議申立人は、開発行為計画書中の開発場所について、次に掲げる理由により、条例第6条第1項第2号ただし書アに該当する情報であるから、地番まで公開されるべきであると主張する。

ア 三重県は、埋設場所の地図を県民に配布している。

イ 弁明書に埋設場所の証拠として添付されているのだから、本当に埋設場所とは分からないとする実施機関の主張は意味がない。

- ウ 開発許可がなされれば、看板が立てられるし、看板には番地まで記載される。
- (3) 異議申立人は、フェロシルト開発受託会社、フェロシルト生産に係る材料受注業者、フェロシルト撤去計画に携わる業者、開発行為計画書中の開発業者及びフェロシルト購入業者の名称について、次に掲げる理由により、条例第6条第1項第3号本文に該当せず、公開されるべきであると主張する。
- ア 当該事業者は、登記された法人であり、登記事項証明書は何人たりとも閲覧及び交付を受けることができるものであるもので、市が情報公開の手引において、「事業上正当な利益を著しく害することが明らかである」情報に該当しないとして例示列挙している「何人でも法令等の規定により閲覧することができる」とされている情報」であるから、条例第6条第1項第3号に該当しない。
- イ 市は入札価格調書を公表しているもので、法人情報について公開しており、本件についても同様の取扱いをするべきである。
- ウ フェロシルト購入業者については、いずれもフェロシルトが産業廃棄物であることを知らずに埋設したものであり、当該業者名等が公開されたとしても当該業者の社会的信頼等が失墜するとは考えられないので、事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると言えない。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- 1 実施機関は、元副工場長の氏名について、次に掲げる事項を根拠として、条例第6条第1項第2号本文に該当するとして、非公開の正当性を主張する。
- (1) 元副工場長の氏名は、個人の勤務先の情報であり、及び会社が主張する不法行為の原因者であるとの情報とあいまって、条例第6条第1項第2号本文に該当する。
- (2) 当該情報は、マスコミの報道によると、石原産業は、この元副工場長が独断でフェロシルトの不正処理をしたと主張しているが、元副工場長は否認している状況であり、市としては、その真偽を把握できない段階においては、条例第6条第1項第2号ただし書アの「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とすることはできない。
- (3) また、副工場長の氏名のみ情報が、条例第6条第1項第2号ただし書イの「人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当するとは認めることはできない。
- 2 実施機関は、開発行為計画書中の開発場所について、次に掲げる事項を根拠として非公開の正当性を主張する。

- (1) 開発場所はその所有者が個人の場合は、個人の資産に関する情報であり、条例第6条第1項第2号に規定する情報である。
 - (2) 三重県のホームページ上において公開されていることをもって条例第6条第1項第2号ただし書アに該当する情報とは言えない。
- 3 実施機関は、フェロシルト開発受託会社、フェロシルト生産に係る材料受注業者、フェロシルト撤去計画に携わる業者、開発行為計画書中の開発業者及びフェロシルト購入業者（フェロシルト搬入経緯等）について、次に掲げる事項を根拠として、非公開の正当性を主張する。
- (1) 企業の取引先は、その経営において重要なものであり、また、当該企業の信頼度を測るバロメータでもあるので、企業によってはその信用を得るため取引先を明かさないものもあることから、営業活動上の秘密に関する情報に当たり、条例第6条第1項第3号本文に規定する情報に該当する。
 - (2) 市は入札価格調書を公表しているが、これは入札の透明性を図るためになされているのであり、また、ここで知り得る情報は当該企業と市が取引関係にあるということのみであり、市民の取引先に係る情報の扱いとは別物である。

第4 当審査会の判断

1 本件公文書の性質について

本件公文書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び行政手続法に基づき石原産業株式会社から提出された文書で、実施機関がその文書に基づいて指導、措置命令等を行うから、実施機関が組織的に保有するものであり、条例第2条第1号の公文書に該当する。

2 元副工場長の氏名について

(1) 条例第6条第1項第3号の該当性

元副工場長の氏名が条例第6条第1項第3号に規定する法人に関する情報（以下この号において「法人情報」という。）に該当するといえるためには、元副工場長が石原産業株式会社において、組織上重要な責任を負っていたことが必要であると考える。

そこで、どういう責任を有するかについて、本件処分時において公表されている情報から検討するに、確実に組織上重要な責任を負っていたことが明らかであるとまではいえない。

したがって、元副工場長の氏名は、法人情報に該当するとはいえない。

(2) 条例第6条第1項第2号の該当性

ア 条例第6条第1項第2号本文の該当性

元副工場長の氏名は、特定の個人が識別される情報であり、その情報と石原産業株式会社の社長等の陳述によるフェロシルト問題の責任はすべて元副工場長にあるかの情報が組み合わさっているので、条例第6条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報で特定の個人が識

別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるものに該当する。

イ 条例第6条第1項第2号ただし書アの該当性

実施機関は、マスコミにより報道されている情報ではあるが、元副工場長が独断でフェロシルトの不正処理をしたとの情報は、元副工場長が否認し、捜査過程にあったもので何が真実であるかは不明であるので、市としてその真偽を把握できない段階においては公開すべきでなく、岐阜県が会議資料等を通じて氏名を公表していること等をもって、不特定多数の者が知り得ることとなるとは言えないと主張する。

しかし、実施機関は、裁判所と違い真実を見い出す機能を持たないのであるから、マスコミにより広く報道されている情報であって、岐阜県が公開の会議で実名が記載された資料を配布したことがマスコミを通じて不特定多数の者に公表したことと同様に評価できる状況にあっては、実施機関が真実か否かを確認できるまで情報を公開しないとすることは、妥当でない。

ゆえに、真偽が不明であっても、県が公表し、マスコミが報道している情報は、慣行として公にされる情報として取り扱うべきであり、元副工場長の氏名は、条例第6条第1項第2号ただし書アに該当する。

3 開発行為計画書中の開発場所（以下「開発場所」という。）について

この開発場所の所有者が個人（事業を営む個人の当該事業に関する情報に関連する場合を除く。以下同じ。）又は法人（事業を営む個人の当該事業に関する情報に関連する場合を含む。以下同じ。）のいずれかであるかは、当該開発行為計画書からは明らかでないため、それぞれの場合について検討する。

(1) 開発場所の所有者が個人である場合

ア 条例第6条第1項第2号本文の該当性

開発場所は、個人の財産の状況に関する情報であり、通常他人に知られたくない情報であり、特定の個人が識別され得る情報である。

したがって、条例第6条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報といえる。

イ 条例第6条第1項第2号ただし書イの該当性

実施機関は、開発場所がフェロシルトの埋設場所であると確認はできないと主張する。

しかし、フェロシルトは、人の生命、健康、生活、財産又は環境に重大な影響を及ぼす性質を有するものである。そして、フェロシルトは、土地を造成するための埋設材として使用されるものであり、石原産業株式会社の弁明書に添付された土地の造成の開発行為計画書であることから、開発場所の造成材としてフェロシルトが予定され、当該計画に従い開発されたものと考えられる。

したがって、人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため

に開発場所を公開することが必要であると認められる。

以上により開発場所は、条例第6条第1項第2号ただし書イに規定する情報に該当する。

(2) 開発場所の所有者が法人である場合

ア 条例第6条第1項第3号本文の該当性

開発行為の計画は、事業者にとっては事業展開についての計画であり、その計画段階においては、法人に関する情報で、公開することにより当該法人の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められるものに該当する。

したがって、条例第6条第1項第3号本文に該当するといえる。

イ 条例第6条第1項第3号ただし書アの該当性

実施機関は、開発場所がフェロシルトの埋設場所であると確認はできないと主張する。

しかし、フェロシルトは、個人の生命、健康、生活、財産又は環境に重大な影響を及ぼす性質を有するものである。そして、フェロシルトは、土地を造成するための埋設材として使用されるものであり、石原産業株式会社の弁明書に添付された土地の造成の開発行為計画書であることから、開発場所の造成材としてフェロシルトが予定され、当該計画に従い開発されたものと考えられる。

したがって、個人の生命、健康、生活、財産又は環境を、当該法人の行為（フェロシルトにより造成した土地を所有することをいう。）によって生ずる危害から保護するために、開発場所を公開することが必要であると認められる。

以上により開発場所は、条例第6条第1項第3号ただし書アに規定する情報に該当する。

(3) 以上から、開発場所の所有者が個人又は法人であるかを問わず、条例に規定する非公開事由に該当しない。

4 フェロシルト開発受託会社、フェロシルト生産に係る材料受注業者、フェロシルト撤去計画に携わる業者、開発行為計画書中の開発業者及びフェロシルト購入業者（以下「事業者」という。）の名称について

(1) 条例第6条第1項第3号本文の該当性

思うに事業者がいかなる企業と取引をするかはその事業者の自由であるとともに、どこで取引をしているかは、企業努力の結果ともいえるから、原則として条例第6条第1項第3号に規定する非公開となる法人情報に該当する。

この点につき、異議申立人は、事業者は登記された法人であり、登記事項証明書は何人たりとも閲覧及び交付を受けることができること及び市は入札価格調書を公表していることを主張して、同号に該当しない旨を主張する。

しかし、その登記事項証明書には商号、本店所在地、会社の目的、取

締役の氏名等が記載されているが、取引先及び請負契約の内容が明らかになるわけではない。また、入札価格調書の公表は、入札の透明性を確保するためであり、入札価格調書と本件公文書とは性質を異にする。

(2) 条例第6条第1項第3号ただし書ア及びイの該当性

確かにフェロシルトは、人体に影響を及ぼす有害物質といえる。

しかし、フェロシルトが埋設された場所の公開の場合と異なり、事業者の名称を公開することが、当該事業者の行為によって個人の生命等に生じる危害から保護することに資するとは一般にいえない。

また、事業者のフェロシルト埋設にかかわる行為態様は千差万別であり、事業者が違法又は不法な行為を行っている事実まで認定できない。

ただし、フェロシルト撤去計画に携わる業者については、フェロシルト撤去計画が埋設された有害物質であるフェロシルトを撤去する計画であることから、埋設されたフェロシルトがどの業者がかかわって撤去されるかを明らかにすることは、一面でフェロシルトの適正な処理を担保することにつながり、個人の生命、健康、生活、財産又は環境を当該事業者の行為によって生じる危害から保護することに資すると考えられる。

したがって、フェロシルト撤去計画に携わる業者については同号ただし書アに該当し、その他の業者については同号ただし書ア及びイに該当しないと考える。

(3) 以上により、フェロシルト撤去計画に携わる業者の名称等の情報（社員名を除く。）については条例第6条第1項第3号ただし書アに該当し、その他の業者の名称等の情報については同号本文に該当する。

5 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会の審査経緯等

平成18年	1月13日	公文書公開請求
	1月26日	実施機関の一部非公開決定
	3月27日	異議申立て
	4月7日	諮問
	4月14日	実施機関に陳述書の提出依頼
	5月1日	陳述書提出
	5月12日	陳述書の写しを異議申立人に送付
	6月6日	異議申立人から意見書の提出
	6月9日	審査会開催。実施機関及び異議申立人から意見聴取
	8月3日	再陳述書提出
	8月7日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	8月23日	再陳述書の写しを異議申立人に送付

9月 4日 異議申立人から再陳述書に係る意見書の提出
9月 6日 審査会開催。異議申立人から意見聴取
12月 6日 審査会開催
12月26日 審査会開催
平成19年 1月10日 審査会開催。
1月31日 審査会開催。答申